

平成30年11月26日
九州電力株式会社

川内原子力発電所操業差止訴訟の第24回口頭弁論が行われました

— 次回期日は平成31年3月6日 —

本件は、川内原子力発電所1、2号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第1次（平成24年5月30日）から第11次（平成30年10月18日）にわたり、提訴されたものです。

当社は、原告が主張するような重大な事故の具体的危険性は無いため、原告の請求の棄却を求めています。

今回、当社は、第11次提訴に対する答弁書を提出し、第1～第10次分の答弁書同様、請求の棄却を求めるとともに、同発電所の安全性を確認している旨の主張を行いました。なお、次回期日については平成31年3月6日に指定されました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、川内原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上